

男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q84 コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV（配偶者暴力）相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていると耳にしますが実態を教えてください。

A84

1

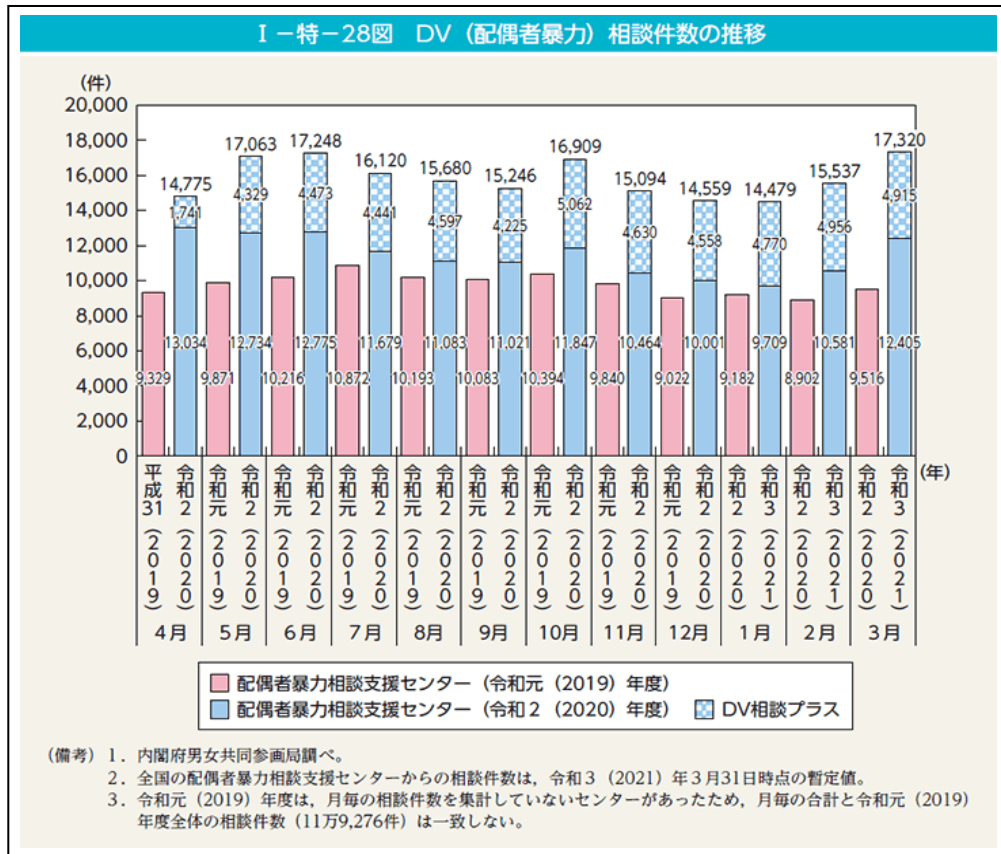
DV（配偶者暴力）

内閣府が令和3（2021）年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」（以下、「男女間暴力調査」という。）によると、「これまでの配偶者からの暴力の被害経験」については、22.5%の人が「あった」と答えている。この結果を男女別に見ると、女性の「あった」は25.9%、男性の「あった」は18.4%となっており、女性の約4人に1人で被害経験があるなど、女性の方が被害経験者の割合が高くなっている。

さらに、女性の約10人に1人は何度も配偶者からの暴力の被害を受けている、という結果も出ています。

コロナ下のDV（配偶者暴力）相談件数は増加しており、全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、令和2（2020）年度は19万0,030件で、前年度比で約1.6倍に増加している（I-特-28図）。

I-特-28図 DV（配偶者暴力）相談件数の推移

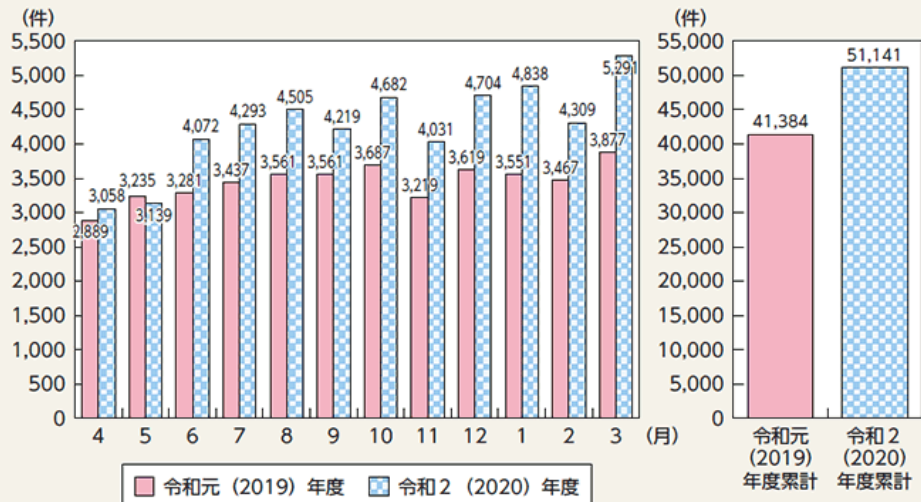


2 性犯罪・性暴力

男女間暴力調査によると、無理やりに性交等をされた被害経験のある女性は約14人に1人に上る。被害を受けた時の相手は、「まったく知らない人」が全体の約1割、女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、男性では「通っている（いた）学校・大学の関係者」が約2割であった。

コロナ下の性犯罪・性暴力に関する相談件数は増加しており、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和2（2020）年度の相談件数は5万1,141件で、前年度比で約1.2倍に増加している（I-特-29図）。

I-特-29図 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移



(備考) 1. 内閣府男女共同参画局調べ。
2. 相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。

政府においては、令和2（2020）年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくこととしている。

内閣府では、令和2（2020）年10月より、ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891（シャープ・はち・はち・きゅう・いち「はやくワンストップ」）」を導入し、周知を図っている。あわせて、若年層の性暴力被害者が相談しやすいよう、令和2（2020）年10月より、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」を試行実施しています。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり決して許される行為ではありません。